

移動等円滑化取組報告書（鉄道車両）

（令和5年度）

住 所 石川県金沢市割出町556番地

事業者名 北陸鉄道株式会社
代表者名 代表取締役社長 宮岸 武司

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の5の規定に基づき、次のとおり報告します。

I 前年度の移動等円滑化取組計画書の内容の実施状況

（1）移動等円滑化に関する措置の実施状況

① 鉄道車両を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる鉄道車両	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
浅野川線 03系	移動等円滑化基準に対応した中古車両を2両1編成導入します。	計画の通り実施済み

② 鉄道車両を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
車いすスロープの活用	係員が車いすのお客様に対してスロープを使用し、円滑な乗降の手助けをします。	-

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
お客さまへの声かけ	係員からお身体の不自由なお客様、特に視覚障害者への声かけを実施します。必要に応じて誘導案内等の支援を行います。	計画の通り実施済み

④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
当社Webサイト、スマートフォン用ホームページ及びデジタルサイネージの拡充	当社Webサイト、スマートフォン用ホームページ及びデジタルサイネージによる情報提供については、掲載情報の拡充等で適宜リニューアルを行い、利便性向上を図ります。	計画の通り実施済み

⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
接遇研修の実施	国土交通省が定める接遇ガイドラインを踏まえ、駅係員を対象とした接遇教育を行い、周知を図ります。	計画の通り実施済み

⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての鉄道車両の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
お客さまへの声かけ	係員から高齢者やお身体の不自由なお客様への声かけを実施する。必要に応じて誘導案内等の支援を行います。	-

(2) 移動等円滑化の促進を達成するために(1)と併せて講ずべき措置の実施状況

・声かけを継続的に実施し、係員からの声かけを強化して、利用者への理解・協力を求めることで、利用しやすい環境整備を図っています。 ・バリアフリー化整備を促進するため、補助制度の活用等について関係各所と協議を継続して行っています。

(3) 報告書の公表方法

北陸鉄道Webサイトにて公表

(4) その他

--

Ⅱ 鉄道車両の移動等円滑化の達成状況

(令和6年3月31日現在)

鉄道の種類	事業の用に供している編成数	公共交通移動等円滑化基準省令に適合した編成数	車椅子スペースの数が公共交通移動等円滑化基準省令の規定を満たしている編成数	便所のある編成数	便所のある編成のうち車椅子対応型便所のある編成数	案内設備のある編成数	車両間転落防止設備のある編成数
普通鉄道 (その他)	12 編成 (24 両)	5 編成 (10 両)	7 編成	0 編成	0 編成	6 編成	5 編成
(合 計)	12 編成 (24 両)	5 編成 (10 両)	7 編成	0 編成	0 編成	6 編成	5 編成

Ⅲ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第6条の2で定める要件に関する事項

(1) 過去3年度における1年度当たりの平均の輸送人員が1000万人以上である。	
(2) 過去3年度における1年度当たりの平均の輸送人員が100万人以上1000万人未満であり、かつ、以下のいずれかに該当する。 ①中小企業者でない。 ②大企業者である公共交通事業者等が自社の株式を50%以上所有しているか、又は自社に対し50%以上出資している中小企業者である。	

(第3号様式)

- 注1. 鉄道の種類の欄には、新幹線鉄道、普通鉄道（特急等車両）、普通鉄道（その他）、懸垂式鉄道、跨座式鉄道、案内軌条式鉄道、無軌条電車、鋼索鉄道又は浮上式鉄道の別を記入すること。
2. 公共交通移動等円滑化基準省令に適合した編成数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合している編成の数を記入すること。
3. 車椅子スペースの数が公共交通移動等円滑化基準省令の規定を満たしている編成数の欄、便所のある編成のうち車椅子対応型便所のある編成数の欄及び案内設備のある編成数の欄には、それぞれ公共交通移動等円滑化基準省令第32条第1項、第4項及び第6項の基準に適合している編成の数を記入すること。
4. 車両間転落防止設備のある編成数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第33条第1項の基準に適合している編成の数を記入すること。
5. Ⅲについては、該当する場合には右の欄に○印を記入すること。
6. 「中小企業者」とは、資本金の額が3億円以下又は従業員数が300人以下である民間事業者を指す。
7. 「大企業者」とは、中小企業者以外の民間事業者を指す。